

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和 2 年 10 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬や輸入、その他の取扱いについて規制するとともに、生態系等に係る被害を及ぼす疑いのあるとして主務省令で定める外来生物（以下、「未判定外来生物」という。）の輸入の制限を行っている。

また、法は、特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物以外の生物について、輸入時に種類名証明書の添付を義務付けており、種類名証明書の添付を要する生物を主務省令で指定している。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号）の一部を改正して、ハヤトゲフシアリ等を新たに特定外来生物に指定した。これに伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

現在未判定外来生物に指定されている種の一部を特定外来生物に指定したため、未判定外来生物からこれらの種の削除等を行うとともに、種類名証明書の添付が必要な生物を追加指定する等の所要の改正を行う（別表 1）。

3. スケジュール

令和 2 年 9 月 14 日～10 月 13 日 パブリックコメント実施
令和 2 年 11 月 2 日（改正施行令の施行の日） 公布・施行